主

被告人A、同B、同C、同D、同E、同Fを孰れも懲役四月に処する。 但し、右被告人六名とも、本裁判確定の日から、参年間、右各刑の執行 を猶予する。

訴訟費用は、全部被告人六名の連帯負担とする。

理由

被告人Aは、昭和十九年五月一日G工事局H出張所の臨時機械工員となり、昭和二十二年二月二十八日技術員を命ぜられ、電話機、交換機等の保守修理等の業務に従事して居た公務員であり

被告人Bは、昭和十七年四月十六日臨時線路工員としてI出張所日臨時駐在(現在はG工事局H出張所)を命ぜられ、昭和十七年八月一日線路工員見習、昭和十八年一月二十一日線路工員となり、昭和二十二年二月二十八日技術員と改称され、爾來外電線等の保守修理等の業務に従事して居た公務員であり

被告人Cは、昭和二十年四月二日G工事局H出張所勤務の線路工員となり、昭和二十三年二月二十八日技術員と改称され、爾來外電線等の保守修理等の業務に従事して居た公務員であり

被告人Dは、昭和二十年四月二日G工事局H出張所勤務の線路工員となり、昭和二十二年二月八日技術員と改称され爾來外電線等の保守修理等の業務に従事して居た公務員であり

被告人Eは、昭和二十一年八月三十日G工事局H出張所の機械工員となり、昭和二十二年二月二十七日技術員と改称され、爾来電話機、交換機等の保守修理等の業務に従事して居た公務員であり

被告人Fは、昭和二十年三月十六日G工事局H出張所の臨時機械工員となり、昭和二十二年三月二十八日技術員と改称され、爾来電話機、交換機等の保守修理等の業務に従事して居た公務員であつて

何れも昭和二十一年三月十七日(但し被告人Eは、昭和二十一年八月三十一日)からJ労働組合K工事局支部L協議会青年部員として、その労働組合労働運動に従事して來た者であつたが、昭和二十三年七月三十一日政令第二百一号が制定公布され、公務員の団体交渉権及び同盟罷業権が剥奪されるや、右政令は憲法並にポツダム宣言に違反する無効のものであると主張し、これが反対闘爭を起したが、政府は、これを有効とし、更に同趣旨の規定を設くべく国家公務員法の改正を企図していたので、これが反対闘争を強力に展開し公務員の團体交渉権及び同盟罷業権を獲得擁護せんため、同年九月三日午後四時頃から、前記H出張所内に於て、青年部員大会を開催して、右闘爭のための争議手段として、職場を離脱して、各地の労働者に呼びかけようと協議共謀し

被告人B、同C、同D、同E、同Fは青年部員M外四名と共に、昭和二十三年九月三日午後八時五分項第一陣となり、被告人Aは、同青年部員N外三名と共に、同年九月四日午後五時三十分頃第二陣となり、何れも監督者たる前記H出張所長Oの許可を受けないで岐阜市その他に向つて出発して、右職場を放棄し、同年九月八日免職されるまで職場を離れ、前記業務の運営能率を阻害する爭議手段をとつたものである。

証拠を案ずるに、判示事実は

一、各被告人の当公廷に於ける、業務の運営能率を阻害した点を除き、各関係部分に付、刺示同旨の各供述

 賛成し、判示日時岐阜方面に向いましたとの旨の供述記載

被告人Eに対する司法警察官の訊問調書中、私は、職場放棄をすれば、法律に違反し、処罰されることはよく知つて居りました昭和二十三年九月三日の青年部大会 の際にも、Q本局のRさんが職場放棄は、違反であるが、今労働者が立つて反対運 動をやれば労働法規の改悪を撤回させることができて、結局に於て、違反ではなく なると云われたのを聞いて、それならと思つて職場を放棄しました。九月三日は、 出勤日で丁度宿直当番に当つて居りましたので青年部大会には、最初から出席する コシーでは、最初から出版すると、 ことができませんでしたが、午後七時二十分頃出席すると、青年部員約十五、六名が居り、Q本局のRさんと国鉄の同志二名と外一名が来て居て、何か話をして、間もなく出て行きましたが、私が出席したときは、青年部長NとMが職場放棄する者の名前を紙に書いて居りました右のように、私は青年部大会の模様を詳して知りません。 せんが、以前から国家公務員法が改正されると、労働者の団体交渉権も罷業権も取 り上げられて、奴隷のようになつてしまうことを聞いて居りましたので、職場闘爭 をやりながら、公務員法の改悪反対運動をしようと云う気持は常に持つて居りまし たから、青年部大会の席に出ると俺も俺もと云つて職場放棄に参加して居りました ので、私も参加することになり、同日午後七時四十分頃、Rさんの案内で、H出張 所の裏口から出て行き、午後八時五分多治見発の汽車で名古屋に出て、それから岐 阜に向いましたとの旨の供述記載

- 証人〇の当公廷に於ける、私はG工事局H出張所長でありますが、被告人 等は、右出張所に勤務して居たものであり、A、E、Fは、機械係で、主として機 械の修理をして居り、他のC、B、Dは、線路係で線路の補修並に建設の仕事をして居りましたが、何れも昭和二十三年九月八日頃免官になりました私は、右被告人 等の直接の監督官でありましたが、被告人等は、私の許可なくして、何れも、判示 日時多治見を出発して、岐阜方面に向い、職場を離れました。被告人等が職場を離 れたので、後に残つた連中が良く働き、直接一般大衆に対しては不便を與えたこと はありませんが、建設の方面に於ては計画通りより少し遅れたことは事実でありま す。又職場を離れた人に復帰して貰うため、所員が岐阜方面に行きましたので、仕事が遅れました。右H出張所詰の所員は、当時は約四十名位でありましたので、職場離脱があつた九月三日から八日までの間、中律、土岐津、瑞波の各駐在所から応 援を求めましたとの旨の供述。
- 一、 証人Sの当公廷に於ける、私は昭和二十年十月十二日から逓信技官として H出張所に勤めて、主として外線工事を担当し、工事監督、部下の現場手配等をし て居りました。被告人等の中、B、C、Dは外線工事をして居りました。右被告人 等が職場を離れたため、仕事の能率が悪くなり、残つた職員が余分に努力したり、 他の方面からの応援により、仕事の而に於ては、阻害を受けなかつたと思います。 仕事の中延せるものは延ばし、急速を要する方面に応援したのでありますとの旨の 供述
- 証人Tの当公廷における、私は昭和二十三年一月一日逓信技官となり、H 出張所に勤め、機械係の現場主任をして居りました。被告人等の中、A、E、F は、私の下で働いて居りました。機械係は機械の修繕をするので、現場に行つて仕 事をすることもありますが、出張所の中で仕事をすることもあります。被告人等が 職場離脱しましたが、後に残つた者が非常によく働き、仕事の面には阻害されませ んでしたとの旨の供述
- 〇に対する司法警察官聴取書謄本中、昭和二十二年九月三日の夕方十人、 翌四日五人の日出張所員が職場を離脱したため、出張所の仕事の上に於て、支障を 生じて居りますので、その事について申上げます。出張所は全員で私以下八十四名 で、この中日出張所詰は四十名位で、残りは、管内各駐在所に夫々詰めて居りま H出張所詰には、機械、線路、事務の三つの職場に区分され、機械は十七名 線路は十八名、事務は七名位になつで居りました。職場離脱した十五名は、機械か ら六名、線路から九名であります。このため、現業の方で仕事が差支えたのは (一) 定期巡回ができなくなつたこと (二) 多治見市内 a 町及び b 町方面のケーブル工事が予定より遅れたこと同市内 c 町のケーブル工事の見透しがつかなくなつた こと(三)各駐在所から持つて来る電話機やコード等の修理が遅延するようになつ たことであります。定期巡回は、毎月延べ十五六日位になりますが、現在の人では、これが出來なくなるのであります。ケーブル工事については、緊急工事でない ので、漸次進めればよいから、大した痛手ではありませんが、計画が狂つてくるの は事実であります。 一番困るのは(三)の機械修理でありまして、市内の分を修理して余つた時間や

余力の範囲内で他の分をやつて行かねばならないのであります。何れにしても、機 械、線路共に夫々半数の人員が減じたので、何かの面に於て影響があつたことは相 違ありません。十五名の者が出て行つた後は、機械の方は残りの十一人で超過勤務 等してどうにか業務を運営して居りますとの旨の供述記載

Sに対する司法警察官聴取書謄本中、私は判示H出張所の現場技官です が、昭和二十三年九月三日四日に十五名が職場離脱して、私の受持つて居る線路係 の中でも、青年部ばかりで七名が職場を離れ、仕事の上で相当に困つて居ります。 私の受持つて居る線路係に於ては、私以下十七名居りますが、その中倉庫係が二名 居ります。線路係としては、外線及び完線工事並に電話新設工事を受持つて居り十 七名居ても仲々忙しく、良くやつて行くとと記り位でした。最近では新設工事も多く なり、雷による外線故障も多いため、手が廻りかねて居たとこる、今回七人の者が 居なくなり、故障の修理の申込があつてもすぐ修理に行くことができかねることも あり一般の皆様に迷惑をかけて居ることと思います。新設工事も多く工事を始めて 居る所は、駐在所員の応援で仕事は進めて居りますが、全員出勤しても仕事が忙し いのにハ今日ではとても手が廻らず巡回する線路も巡回できないような状態ですと の旨の供述記載

Tに対する司法警察官聴取書謄本中、私は、判示H出張所に勤めて居りま すが、私の仕事は、機械の試験及び修繕をするのでありまして、私はその主任の地 位にあります。試験係五人、修繕係十一人でありますが、H出張所から判示九月三 日四日に十五人が職場離脱しましたので、建設工事をやつて居たところは、他の駐 在所員を召集して応援させている始末で、その方面には、相当影響があるのではな いかと思います。私の係の方では、F、A、E、外三名が職場を離れ、多治見局の 交換台の修理については余り影響はありませんが、他の町村にある局の修繕には、 影響があります。小さな電話機は、直接私の方に送つて来ますが、その修繕も怠る ことがあります。現在のところ、残留者が仕事を負担してやつて居りますが長くな ると疲れて來ますので、仕事ができなくなることになりますとの旨の供述記載 を綜合して、これを認め得るから、判示事実は、その証明十分である。

被告人等及び弁護人は、本件公訴の根拠となった政令第二〇一号は、憲法その他の法令に違反する無効のものであると主張するから、この点について判断する。 〈要旨第一〉政令第二〇一号は、昭和二十年九月二十日勅令第五四二号ポツダム宣言ノ受諾二伴ヒ発スル命令二関スル件〈/要旨第一〉(以下ポツダム勅令と略称する)

に基き、発せられたもので、ポツダム勅令が旧憲法下に於ては勿論、新憲法下に於 ても、法律と同一の効力を有する有効な命令であることは、曩に最高裁判所の判決 (昭和二十三年六月二十三日大法廷判決) の示すところである。即ちポツダム勅令 は、旧憲法第八條に基いて発せられた所謂緊急勅令で、この勅令は、わが國がポツダム宣言を受諾しで、同宣言に定むる諸條項を誠実に履行すべき義務を負い、且つ降伏文書に調印して、同文書の定むる降伏條項を実施するため適当と認むる措置を とる連合国最高司令官の発する命令を履行するに必要な緊急処置として制定せられ たもので、降伏條項の実施は、廣汎の範囲に亘り、その実施に関する連合国最高司 令官の要求は、その時期と内容を予測することができないものであってしかもその 要求があれば、迅速且つ誠実にこれを履行することを要するために、急速に所要の 法規を設けることが要請せられ、到底いちいち議会の協賛を経る手続をとることは 不可能である。ここに於て、政府は、この緊急の必要に応ず緊急勅令を制定し、これに基く勅令、閣令、省令によつて、従前の法律命令の改廃、新法令の制定を行うこととしたのである。緊急勅令が命令に委任した立法の範囲は、廣汎である。しかし降伏條項の誠実な実施は、ポリダム宣言の受諾及び降伏文書の調印に伴う必然の 義務であり、その実施が廣汎で且つ迅速を要することを考慮するときは、 が委任立法の範囲を「ポツダム宣言ノ受諾二伴ヒ連合国最高司令官ノ爲ス要求二係 ル事項ヲ実施スル爲必要アル場合」と定めたことは、やむを得ないところであつ て、かかる委任の方法を目して、旧憲法第八條に違反する無効のものであると云うことはできない。而して右緊急勅令は、議会に提出されて、昭和二十年十二月八日 貴族院に於て、同月十八日衆議院に於て、夫々承諾され、その後は旧憲法上法律と 同一の効力を有することとなったのである。そして旧憲法上の法律は、そのなった。 新憲法の條規に反しない限り新憲法の施行と同時にその効力を失うものでなく、な お法律としての効力を有するものである。このことは新憲法第九八條の規定によつ ても窺い知り得るところである。

次に昭和二十二年四月十七日法律第七二号日本国憲法施行の際現に効力を有する 命令の規定の効力等に関する法律(以下昭和二十二年法律第七二号と略称する)の よつて進んで、政令第二〇一号がポツダム勅令に規定する要件に欠くことがなく、新憲法第二八條に違反しないことを明かにするであろう。ポツダム勅令に基いて政令その他の命令を制定するには、同勅令に規定するように連合国最高司令官の爲す要求に係る事項を実施するため、特に必要な場合でなければならないが、連合国最高司令官の要求は、特別に一定の形式を以て爲されることを要件としているものでなく、命令、指令、覚書等の形式を用いていることが通常であるが、同司令官の表示した意思の解釈によつて要求であるか否かを定めるべきである。

而して要求か否かの最終的有権的解釈権は、わが国の国家機関又は労働者にある わけでなく、同司令官に専属するものであつて、政令第二〇一号を制定するに当 り、政府は、同司令官の要求に基くものであるか否かを確めた上、制定したもの このことは、昭和二十三年八月三日渉外局特別発表を以て公表された総司令部 民政局公務員制度課長U氏の談話要旨によつて明かである。それによると「日本政 府とその使用者との間に急速に悪化している情勢の下において一種の秩序を回復す るためV元帥はやむなく仲裁に入らなければならなかつた、政府使用者は、八月七 日を期してストライキを宣言したがかかるストライキは、日本の困窮した現状にあっては、国民の大多数に飢餓と災害とをもたらさずにはおかないものがある。七月 は、政府と公務員との関係を完全に米國の政策と慣行とに一致させることを目的と したものである」とあることにより、V書簡が要求であることが明かで、極東委員 会のX議長の発言は、勧告と云う語が使用されているが、その発言の全趣旨を精読 すれば、却つてV書簡は要求であつて、政令第二〇一号が右要求に基き制定された ものであることが裏付けられる。而して、政令第二〇一号制定当時に於ては、全官 公の八・七ストライキによる国民大衆の飢餓と災害とを防止することが緊急の問題 となつていたので、国会の審議を経る余裕がなく、ポツダム勅令に所謂特に必要あ る場合の要件に該当していたのである。

次に、V書簡に於ては、公務員について、現業非現業の区別を認めているが、この明確な区別は、それ等の政府事業が、V書簡の所謂公共企業体に組織された後に採用されるべきであつて、それまでは、暫定的措置として、従来通り、それ等の政府事業に従事する者に対し、一般の公務員と同様の取扱をすることはやむを得ないところであると解される。政令第二〇一号は、改正公務員法、公共企業体に関する各種の法律が成立するまでの暫定措置であるから、現業員たる公務員については、V書簡は要求たる性質を帯びないと論ずることはできない。

(要旨第二)而して憲法第二八條が勤労者の罷業権、団体交渉権、争議権を保障し公務員が同條の勤労者に包含されること〈/要旨第二〉は疑のないところであるが、右の権利は絶対無制限の権利であると断定することはできない。この権利は、身体で思想良心、学問、信教の自由等の所謂天賦の基本的人権が、国家の干渉から自由等の所謂大賦の基本的人権が、国家の干渉から自由等の所謂として、憲法第二五條の最底の文化的生活を営む権利、同第二六條の教育を受ける権利と同様所謂社会的人権として、国家を前提として、これに依存するを受ける権利と同様所謂社会的人権として、国家を前提として、これに依存するであるから国家の存立を危くしたり又は国家目的に反するような程度のもである。もであることはできない。それ故、国民大多数の共通の利益としての公共の福祉に反してまで、絶対無制限にその権利を主張することができないのである。特に公務員は、国家機関の構成者で、国民全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者であつては

らない。V書簡の一節に「国民は、その利益と福祉との間に政府活動のうちに秩序を脈絡が維持せられることを要求する。公務員の上には、この国民全体にを養務が負わされている。これは最高の義務である。彼等自身の職務が満足せられる。これは最高の義務である。彼等自身に於て要求が満足せられるに要求が満足がいる。これは最高の表情に対してのである。のである。公務員の争議行為はは、政府の運営を妨害しめんと企図するこのに外なられている。のであるのである。公務員は、全体の奉仕者として、国民の一部に過ぎないに対し、公共の信託にから、公共の信託にのから、公共の信託にいるののからのから、公共の信託にいるのののため無條件の忠誠の義務を負うものであるその争議である。それは、公共の信託の規定する公務員の基本、憲法第二八條の規定する公務員の団体交渉議権等を制限することは許さるべきことがあるとこわればならない。

〈要旨第三〉従つて政令第二〇一号は、前記のように公共の福祉に反するものと考えられた所謂八・七ストを同避すると共〈/要旨第三〉に公務員の争議行爲を防止するために改正国家公務員法が成立するまでの暫定措置として制定せられたものでやむを得ない緊急措置であり、且つ法律と同一の効力を有するもので、憲法並にポツダム宣言に違反しない有效のものであるとの点に反する弁護人並に被告人等の主張は、全く理由がない。

法律に照すに、被告人等の判示所為は、国家公務員法第一次改正法律附則第八條昭和二十三年政令第二〇一号第二條第一項第三條刑法第六十條に該当するので、所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内で、被告人六名を何れも懲役四月に処するが、情状刑の執行を猶予するを相当と認め、刑法第二十五條に則り、本裁判確定の日から、何れも参年間、右各刑の執行を猶予し、訴訟費用は、刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第二百三十七條第二百三十八條により、被告人等の連帯負担とする。

よつて、主文の通り判決する。 (裁判長判事 堀内齊 判事 鈴木正路 判事 赤間鎮雄)